

鳥取県教育委員会告示第 15 号

鳥取県文化財保護条例（昭和 34 年鳥取県条例第 50 号）第 26 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定が解除されたので、同条第 6 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 22 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

風俗慣習の部

名称	所在地	保護団体	解除年月日
さけのつ 酒津のトンドウ	鳥取市気高町酒津	酒津とんど祭り保存会	平成 19 年 3 月 7 日